# 一般社団法人 日本拳法競技連盟 会費規定

### 第1条(目的)

この規定は、定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し必要な細則を定めるものとする。

## 第2条 (会費)

会員は次の会費(年額)を納入しなければならない。

正会員 5,000 円

# 普通会員

団体会員5,000 円一般個人(役員·監督·社会人)2,000 円大学生·高校生1,000 円中学生·小学生500 円未就学児無料

賛助会員 1,000 円以上

尚、団体登録においては、役員及び監督の合計 3 名について連絡先個人情報の提供を義務付ける代わり に個人登録年会費は免除される。

### 第3条(改廃)

この規定の改廃は理事会の決議による。

### 附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

令和4年3月27日 一部改訂

令和5年3月18日 一部改訂

令和6年4月13日 一部改訂